

名古屋市業務委託総合評価落札方式ガイドライン

令和 5年12月21日

5 財 契 第 6 5 号

改正 令和 6 年 3 月 15 日 5 財契第 87 号

(目的)

第 1条 このガイドラインは、本市が発注する業務委託契約において、総合評価落札方式を実施するために必要な事項を定める。総合評価落札方式の実施について公正性、透明性及び競争性が高いと客観的に認められる他の定めがあるときは、当該定めに基づき実施することができるものとする。

(定義)

第 2条 このガイドラインにおける用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 総合評価落札方式

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の10の 2の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(2) 総合評価委員

自治令第 167条の10の 2第 4項及び第 5項の規定に基づき学識経験者の意見を聴取するにあたって、公正かつ中立な立場を堅持できる者として市長等が選任する者をいう。

(3) 学識経験者

大学・工業高等専門学校教職員の教職員、他自治体の職員、関係専門機関の職員、その他専門知識を有している者をいう。

(4) 実施提案等

実施提案、実施計画、入札者の履行能力、配置予定者の経験・能力、地域貢献・地域精通度及び本市施策への貢献をいう。

(5) 実施提案等資料

実施提案等を評価、確認するための資料をいう。

(6) 市長等

市長又は名古屋市契約事務委任規則（平成17年名古屋市規則第88号）により契約事務の委任を受けた者がある場合はその者をいう。

(対象業務)

第 3条 このガイドラインにおける総合評価落札方式の実施対象は、次の各号のすべてに該当する業務の中から市長等が選定するものとする。

- (1) あらかじめ本市において標準的な仕様を定めることが可能であり、当該仕様にに基づき履行することで事業の目的が達成できるもの。
- (2) 契約の性質又は目的から、入札者の実施提案等によって、調達価格の差異に比して、業務の品質の優劣に相当程度の差異が生じると認められるもの。

(入札方式の選定)

第 4条 市長等は、総合評価落札方式を実施する場合は、原則として一般競争入札によるものとする。ただし、法令等の制限により入札者が限定されるときは、指名競争入札によることができるものとする。

(総合評価委員の選任)

第 5条 市長等は、総合評価落札方式を実施するにあたっては、2人以上の総合評価委員を選任しなければならない。

- 2 前項の総合評価委員は、学識経験者から選任するものとする。
- 3 総合評価委員の任期は、原則として、落札者の決定の日までとする。
- 4 総合評価委員の氏名等は、落札候補者の決定の日までの間、原則として非公表とするものとする。

(総合評価委員の責務等)

第 6条 総合評価委員は、総合評価落札方式に係る競争性、透明性及び公正性

を確保するため、次に掲げる責務等を果たさなければならない。

- (1) 落札者決定基準を定めようとするときは、評価項目ごとに客観的な基準となるよう意見を述べること。
- (2) 落札者を決定しようとするときは、中立な立場で意見を述べること。
- (3) 落札者の決定の日までの間、入札者と利害関係を有しないこと。
- (4) 不正な利益を図るために入札者からの接触があった場合は、速やかに市長等へ申し出ること。
- (5) 職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならず、職を退いた後も同様であること。

- 2 市長等は、総合評価委員を選任するにあたっては、総合評価委員として選任される者に対し、あらかじめ前項各号に掲げる事項を書面等により説明しなければならない。

(総合評価委員の除斥等)

第 7条 市長等は、総合評価委員が前条第 1項の定めに違反するなど、評価委員として適当でない事実が判明したときは、当該評価委員をそれ以降の手續に参加させてはならない。

- 2 市長等は、総合評価委員と入札者との間において入札の公正性を害す行為が行われた疑いがある場合は、速やかに財政局担当局長（契約監理）に報告しなければならない。

(落札者決定基準)

第 8条 市長等は、落札者決定基準として次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 評価項目
- (2) 各評価項目において優劣を判断する基準
- (3) 各評価項目の配点及び付与する点数の基準
- (4) 総合評価値の算出方法
- (5) 失格となる基準
- (6) 落札者の決定方法

- 2 政府調達に関する協定の対象となる業務については、前項第 1号の評価項

目において、事業所の所在地要件を設定することができない。

（低入札価格調査）

第 9 条 市長等は、総合評価落札方式を実施する場合は、あらかじめ低入札価格調査の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を定め、落札者となるべき者の入札金額がその金額に満たないときは、低入札価格調査を行うものとする。

2 市長等は、入札者に対して積算内訳書の提出を求めるものとし、その旨を入札公告又は指名通知書（以下「入札公告等」という。）で明らかにするものとする。

3 第 1 項の調査において、その者の入札価格では当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とししないものとする。

（契約審査会）

第10条 市長等は、総合評価落札方式の実施にあたっては、名古屋市契約事務手続要綱（17財監第66号。以下「手続要綱」という。）第80条に定める事項のほか、次の事項について、契約審査会の議を経なければならない。

- (1) 総合評価落札方式の実施の可否
- (2) 総合評価委員の選任に関する事項
- (3) 落札者決定基準に関する事項
- (4) その他必要な事項

（総合評価委員の意見聴取）

第11条 市長等は、第 8 条の落札者決定基準の設定にあたっては、2人以上の総合評価委員から意見を聴取しなければならない。

2 前項の意見聴取と併せて、当該基準に基づき落札者を決定しようとする際の意見聴取の必要性について意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要がある場合には、当該落札者の決定前に総合評価委員の意見を聴くものとする。

- 3 市長等は、総合評価委員の意見を尊重し、当該意見について十分に検討しなければならない。

(入札公告等に示す事項)

第12条 市長等は、総合評価落札方式による入札を行うにあたっては、手続要綱第4条第1項又は第51条に定める事項のほか、入札公告等において、次の事項を明らかにするものとする。

- (1) 入札書及び積算内訳書（以下「入札書等」という。）並びに実施提案等資料の提出方法
 - (2) 入札書等及び実施提案等資料の提出期間
 - (3) 低入札価格調査の対象である旨
 - (4) 予定価格の制限の範囲内で価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって入札を行った者であっても落札者とならない場合がある旨
- 2 前項第2号の提出期間は、同一に設定するものとする。

(情報の取り扱い)

第13条 本市職員及び総合評価委員は、その職務を行うにあたり、入札公告等において明らかにするべき情報を知り得た場合は、公告又は指名通知を行う日までの間、当該入札に係る事務を行う職員以外の者に対し、前条第1項に定める事項に係る情報を漏らしてはならない。

- 2 本市職員及び総合評価委員は、その職務を行うにあたり、次に掲げる情報を知り得た場合は、落札者の決定の日までの間、当該入札に係る事務を行う職員以外の者に対し、当該情報を漏らしてはならない。

- (1) 入札者の商号又は名称
- (2) 入札者数
- (3) 入札金額
- (4) 入札者が提出した実施提案等資料における記載事項
- (5) 実施提案等資料の内容等に係る評価点
- (6) その他入札の公正性を害すおそれのある情報

(実施提案等資料の無効)

第14条 次のいずれかに該当する実施提案等資料は、無効とする。

- (1) 競争入札参加資格を有しない者が提出した実施提案等資料
- (2) 入札書の提出がなかった者が提出した実施提案等資料
- (3) 記入事項を判読できない実施提案等資料
- (4) 競争入札参加資格確認申請書類に虚偽の記載をした者が提出した実施提案等資料
- (5) 虚偽の事項が記載された実施提案等資料
- (6) 不正な利益を図る目的で総合評価委員と接触した者が提出した実施提案等資料
- (7) その他入札公告等に定める条件に違反した実施提案等資料

(実施提案等資料等の評価)

第15条 市長等は、あらかじめ入札公告等で示された落札者決定基準に基づき、入札者の提出した実施提案等資料に係る内容の評価を行い、評価点を算出するものとする。

- 2 市長等は、第11条第2項により落札者の決定前に意見聴取を行う必要があると述べられた場合は、評価点の決定にあたり改めて総合評価委員の意見を聴取しなければならない。
- 3 市長等は、第1項により算出した評価点及び入札価格に基づき、総合評価値を算出するものとする。
- 4 市長等は、合議体により実施提案等資料に係る内容の評価を行う場合は、条例により附属機関を設置しなければならない。
- 5 前項の規定は、本市職員以外の者が委員又は構成員として参加する場合に限るものとする。

(開札)

第16条 市長等は、原則として、前条第1項における評価点の算出後に開札を行うものとする。

- 2 市長等は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、手続要綱第31条の規定により再度入札を行うものとする。

(入札の無効)

第17条 手続要綱第27条に定める事項のほか、次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 第14条の規定により、実施提案等資料を無効とされた者がした入札
- (2) 実施提案等資料の提出がなかった者がした入札

(落札者の決定)

第18条 市長等は、第15条第3項によって得られた総合評価値の最も高い者を落札者として決定するものとする。

- 2 前項の落札者の決定において、総合評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。
- 3 落札者となるべき者が調査基準価格を下回る価格で入札をした場合には、名古屋市低入札価格調査要領（17財監第69号）第5条に基づく低入札価格調査を行い、落札者を決定するものとする。
- 4 市長等は、落札者を決定したときは、速やかに各入札者に対して落札者を通知するものとする。
- 5 入札後資格確認型一般競争入札により実施する場合は、第1項及び第2項の規定中「落札者」を「落札候補者」と読み替えるものとする。

(実施提案等の契約書への明示)

第19条 市長等は、契約の締結にあたり、落札者が提示した実施提案等の中に業務の履行に直接関わる提案内容があるときは、履行の確保を図るため、当該実施提案等について契約上履行すべき事項である旨を契約書において明示しなければならない。

(入札結果の公表)

第20条 市長等は、総合評価落札方式により契約を締結した場合は、手続要綱第72条第1項に定める事項に加え、次に掲げる事項を速やかに公表しなけ

ればならない。

- (1) 標準点、加算点及び評価点（除算方式の場合に限る）
- (2) 技術評価点及び価格評価点（加算方式の場合に限る）
- (3) 総合評価値

2 一定の価格を下回る入札を失格とする失格基準価格を定めたときは、前項各号に掲げる事項に加え、調査基準価格を公表しなければならない。

（評価理由の説明）

第21条 入札者は、前条に規定する入札結果の公表があった日の翌日から起算して 7日（名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に定める休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、当該入札者本人における実施提案等の評価の理由について、市長等に対して書面により説明を求めることができる。

2 市長等は、前項の請求があった日の翌日から起算して原則として10日（休日を含む。）以内に、前項の請求を行った者に対して書面等により回答するものとする。

（実施提案等が不履行となった場合の違約金）

第22条 市長等は、受注者の責めに帰すべき事由により受注者が提示した実施提案等が不履行となった場合に受注者が支払わなければならない違約金について、契約書に記載しなければならない。

附 則

このガイドラインは、令和 6年 1月 4日から施行し、令和 6年 4月 1日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約に係る事務等の手続について適用する。

附 則

このガイドラインは、令和 6年 4月 1日から施行する。